

確定申告のご案内

『平成24年分確定申告の受付を裏面の日程により実施します。』

☑ どういう場合に申告するの？

- 土地や建物を売った方、貸している方
 - 営業等の事業をしている方（商業・農業・漁業・外交員・・・など）
 - 2ヶ所以上から給与の支払いを受けた方・年の途中で退職された方
（年末調整をしていない方が対象になります）
 - 生命保険が満期・解約になり掛金が戻った方
（保険会社から税務署へ報告されています。）
- ※ 会社において年末調整をされた方は申告の必要はありませんが、医療費控除を受ける方は確定申告が必要となります。

☑ 確定申告に必要なものはどんなもの？

- 還付を受ける方は、還付先の口座番号のわかるもの（本人名義のもの）
- 印鑑
- 給与所得の方は、源泉徴収票 年金所得の方は、公的年金等支払報告書
- 医療費控除、生命保険料控除などを受ける方は、その領収書や証明書
- 平成24年中の国民年金や保険料の支払額がわかる書類
- 土地や建物を売った方は、契約書等売買価格のわかる書類
- 営業等の収支のわかる書類（帳簿や領収書等）

ここに注意してください！

- 国民年金保険料の支払い額について、日本年金機構から証明書が送付されています。この証明書がない場合は、その社会保険料控除ができませんので、ご注意願います。
- 医療費控除は、高額療養費等保険を受け取った場合（これから受け取る場合も含みます。）は、その額がわかるものが必要となります。
なお、医療費控除の申告については、事前に医療費の明細書（病院別、個人別に医療費を記載したもの。様式は役場税務課に備え付けてあります。）を作成して申告してください。
- 年金受給者で、所得税を源泉徴収されている方は、確定申告が必要になると思われるので、ご注意願います。

申告についてのお問い合わせ先

せたな町税務課 課税係

☎ 0137-84-5111

（内線：1111・1112・1113・1114・1115）

平成25年度 町・道民税申告(平成24年分確定申告)相談日程

日 時		場 所	対 象 農 事 組 合 ・ 地 区 名	
			午前9時から12時まで	午後1時から4時まで
2月18日	月	鵜泊母と子の家	新 成 地 区	
2月19日	火	若松基幹集落センター	神恵・共和・栄石・栄	若松・下若松・上若松
2月20日	水		旭・小川・金原・上濁川・下二俣	上左股・下左股・猪岱・南若松・賀老
2月21日	木		若 松 市 街	
2月22日	金	はまなす荘	太 櫓 ・ 共 和 地 区	
2月23日	土			
2月24日	日			
2月25日	月			
2月26日	火	丹羽活性化センター	東丹羽・目名・小倉山	丹 羽 ・ 西 丹 羽
2月27日	水		丹 羽 市 街	
2月28日	木	ふれあいプラザ	長 淵	豊 岡
3月1日	金		松 岡 ・ 冷 水 ・ 真 駒 内 ・ 鍋 坂	
3月2日	土			
3月3日	日			
3月4日	月	ふれあいプラザ	愛	知
3月5日	火		兜	野
3月6日	水		寿	町
3月7日	木		元	町
3月8日	金		緑	町
3月9日	土			
3月10日	日			
3月11日	月	ふれあいプラザ	新 町	
3月12日	火		本 町 ・ 中 央 町	
3月13日	水		予備日(申告の済んでいない方全域)	
3月14日	木			
3月15日	金			

※各地区ごとに申告日を設定しておりますが、どうしても都合がつかない方は3月13日の予備日にお越しください。3月14・15日は役場税務課窓口で受付いたします。